

<前回：罪と悪>

(1) 悪と告白

1. 創造・契約・知恵 → 広義の合理性(自然法則/道徳法則)
直観、現象学→本質
2. 現実：合理性と非合理性の曖昧な結合・混合(ティリッヒ：Zweideutigkeit, ambiguity)

↓

非合理的なものをいかに言語化・語るのか。詩・祈り、書簡
悪・不幸・罪、神秘・超越・聖なるもの

3. 図式化：オットー『聖なるもの』
4. 告白あるいは神話：リクール

(2) 悪と神話、解釈学

5. 神話→解釈学
6. エデン神話に基づいて考えるとき、罪はどこからやってきたことになるのか？
 - ・神話という語り方の意義(言語的文学的機能)
解釈の多様性を残しつつ、解釈を促す(リクールの悪のシンボリズムの研究)
 - ・ヘビ：善悪二元論、女：身体・欲望=悪、男：自由意志論、神：神義論

↓

キリスト教的悪論の可能性

自由意志：

7. 罪と悪
人間の行為と自然的過程との区別あるいは連関

(3) 神義論

8. 悪論：どんな悪を念頭に置くのか。
9. ライプニッツ『弁神論』 cf. シェリング
 - ・悪の实在の現実、最善なる神が創造した最善の世界。
悪はその世界の内部でより大きな善のためにのみ許容され存在する
悪の現実の消極的理由、予定調和
 - ・自然的な悪(苦痛)、道徳的な悪(罪)、形而上学的な悪(不完全性)
欠如としての悪
完全化の過程における悪

10. 神義論(弁神論)

- ・何が求められているのか
理論的な理由づけ・説明が問題なのか、あるいは過去への回帰・復元か
慰め・癒やしとは？
関係の回復、見出された意味
- ・全能性を弱めることは可能か：弱き神
ホワイトヘッド、ヴェイユ、ヨナス
シェラー、ハイデッガー、ヴァッティモ cf. ティリッヒ

11. ヨーナス『アウシュヴィッツ以後の神』(モルトマン、北森嘉蔵)

「完全な善と全能とを神に帰するとすれば、神はまさに完全に隠れた、理解できないものであらざるをえないでしょう」(23)

「神は理解可能で善であり、それにもかかわらず、世界には災いが存在する、と」、「私たちは全能の概念を疑わしいと認めたのですから、消し去らなくてはならないのはこの属性です」(24)

↓

「神の力を限定されたものとみなすべきだ」「神の側からの譲歩」(24)

「神は沈黙しました」、「神はそれを欲したからではなくて、そうできなかったから、介

サムエルは主に祈った。7 主はサムエルに言われた。「民があなたに言うままに、彼らの声に従うがよい。彼らが退けたのはあなたではない。彼らの上にわたしが王として君臨することを退けているのだ。8 彼らをエジプトから導き上った日から今日に至るまで、彼らのすることといえば、わたしを捨てて他の神々に仕えることだった。あなたに対しても同じことをしているのだ。9 今は彼らの声に従いなさい。ただし、彼らにはっきり警告し、彼らの上に君臨する王の権能を教えておきなさい。」

8:20 我々もまた、他のすべての国民と同じようになり、王が裁きを行い、王が陣頭に立って進み、我々の戦いをたたかうのです。」21 サムエルは民の言葉をことごとく聞き、主の耳に入れた。22 主はサムエルに言われた。「彼らの声に従い、彼らに王を立てなさい。」サムエルはイスラエルの人々に言った。「それぞれ、自分の町に帰りなさい。」

3. 調停者としての王

cf. 古代オリエントの王権イデオロギー：絶対権力者としての王

地上における神の代理、神の子、あるいは神的な存在 → 近代の王権神授説

4. 王自身が一人の人間であり、罪人である。

ダビデの罪（ウリヤの妻バト・シェバを奪い妻とした）と預言者ナタンによる糾弾。

<詩編51> 51:1 【指揮者によって。賛歌。ダビデの詩。2 ダビデがバト・シェバと通じたので預言者ナタンがダビデのもとに来たとき。】

3 神よ、わたしを憐れんでください／御慈悲みをもって。深い御憐れみをもって／背きの罪をぬぐってください。4 わたしの咎をことごとく洗い／罪から清めてください。5 あなたに背いたことをわたしは知っています。わたしの罪は常にわたしの前に置かれています。6 あなたに、あなたのみにもわたしは罪を犯し／御目に悪事と見られることをしました。あなたの言われることは正しく／あなたの裁きに誤りはありません。7 わたしは咎のうちに産み落とされ／母がわたしを身ごもったときも／わたしは罪のうちにあったのです。

5. 文化の繁栄：文化活動の場としての宮廷

・ヘブライ文字の成立（ダビデ王時代との説もある）。

↓

文学活動の開始：「ダビデ台頭史」（サムエル上16章～下5章）、「ダビデ王位継承史」（サムエル下9章～列王記上2章）、あるいは族長物語。

・音楽：楽器（豎琴）の名手ダビデ

・学問の発展（書記学校の成立）→知恵文学・知恵思想、知者ソロモン

6. 経済の繁栄 → 古代イスラエルの絶頂（過去の理想化）

「栄華を極めたソロモン」（マタイ6.29、ルカ12.27）

・貿易が富をもたらす → 財宝伝説

南アラビアのシェバ（シバ）の女王がソロモンを訪問、栄華と知恵に驚嘆

7. <列王記上10>

1 シェバの女王は主の御名によるソロモンの名声を聞き、難問をもって彼を試そうとしてやって来た。2 彼女は極めて大勢の随員を伴い、香料、非常に多くの金、宝石をらくだに積んでエルサレムに来た。ソロモンのところに来ると、彼女はあらかじめ考えておいたすべての質問を浴びせたが、3 ソロモンはそのすべてに解答を与えた。王に分からない事、答えられない事は一つなかった。

8. 多民族国家イスラエル（←領土拡張）と民衆への重税・強制労働

<列王記上5>

27 ソロモン王はイスラエル全国に労役を課した。そのために徴用された男子は三万人であった。28 王は彼らを一人一人ずつ一か月交替でレバノンに送った。すなわち、一か月

はレバノンに、二か月は自分の家にとどまるようにした。この労役の監督はアドニラムであった。

9. 寄留者への配慮

<レビ記> 23:22 畑から穀物を刈り取るときは、その畑の隅まで刈り尽くしてはならない。収穫後の落ち穂を拾い集めてはならない。貧しい者や寄留者のために残しておきなさい。わたしはあなたたちの神、主である。

<出エジプト> 23:9 あなたは寄留者を虐げてはならない。あなたたちは寄留者の気持を知っている。あなたたちは、エジプトの国で寄留者であったからである。

(2) 王国期の宗教

10. 連合イスラエルからイスラエル王国（ダビデ＝ソロモン王朝）へ部族連合と反王権主義の伝統への大きな変更
11. 王国形成は宗教の統合でもあった。
 - ・地方聖所からエルサレムの神殿
 - ・神殿を中心とする宗教秩序
 - ・王権の正当化 → 政治神学の成立
12. 神殿とは何か。
 - ・天と地の接点、宇宙の中心、神の臨在する場所：ヒエロファニーとコスモスの生成
「聖なる山、あなたのいますところ」（詩編 43.3）、「会見の幕屋」
↓
都市、神殿（聖所、至聖所）
 - ・儀礼の場→政治と生活の中心
儀礼：犠牲を捧げる、王の即位
祭り：
 - ・偶像禁止

<詩編 132>

11 主はダビデに誓われました。それはまこと。思い返されることはありません。「あなたのもうけた子らの中から／王座を継ぐ者を定める。12 あなたの子らがわたしの契約と／わたしが教える定めを守るなら／彼らの子らも、永遠に／あなたの王座につく者となる。」

132:13 主はシオンを選び／そこに住むことを定められました。14 「これは永遠にわたしの憩いの地。ここに住むことをわたしは定める。15 シオンの食糧を豊かに祝福し／乏しい者に飽きるほどのパンを与えよう。16 祭司らには、救いを衣としてまとわせる。わたしの慈しみに生きる人は／喜びの叫びを高くあげるであろう。17 ダビデのために一つの角をそこに芽生えさせる。わたしが油を注いだ者のために一つの灯を備える。18 彼の敵には、恥を衣としてまとわせる。王冠はダビデの上に花開くであろう。」

<参考文献 1>

1. 月本明男・小林稔編 『聖書の風土・歴史・社会』（現代聖書講座第1巻）
日本キリスト教団出版局。
2. R.E.クレメンツ 『旧約聖書における神の臨在思想』教文館。
3. 並木浩一 『旧約聖書における文化と人間』教文館。
4. 芦名定道 『宗教学のエッセンス——宗教・呪術・科学』北樹出版。
5. 石田友雄 『ユダヤ教』山川出版社。
6. 山我哲雄 『聖書時代史旧約編』岩波現代文庫。
7. 市川裕 『ユダヤ教の歴史』山川出版社。

(3) 王権の意味

13. 「王」の出現の社会的条件

- ・インド・ヨーロッパ語族における身分制の三分区(機能の階層分化)
 1. 主権(法/呪術)
 2. 軍事
 3. 生産

祭政一致:三身分の上に君臨する「王」(神の子)

「修道制度の統一」「秩序と統一を信奉していたシャルルマーニュは、あるカタルーニャの修道士(アニアヌのベネディクトゥス)が行っていた制度統一のための努力を支持した。モンペリエ付近のアニアヌに修道院を設立したこの修道士は、とりわけ六世紀にヌルシアのベネディクトゥスがつくった戒律を再興し、革新したことで知られる。」(ジャック・ル＝ゴフ『ヨーロッパは中世に誕生したのか?』藤原書店、92)

「司教、在俗聖職者による指導と修道士達の活動のもと、九世紀に兵士のヨーロッパと農民のヨーロッパがひとつになったのである。フランク人のモデルに従い、シャルルマーニュの帝国のあらゆる人間は直接王に従属し、兵士となる。すべての者は兵役の義務を負う。」(93)

(フランスでは10世紀頃、王国の秩序が解体=王権が弱体化し、領主は自由農を隷属化させる(「新しく、厳しい領主制」)=封建革命。

三身分(聖職者、騎士、農民)の確保(1020年頃)。

祈る人戦う人の峻別。)

14. 皇帝の圧倒的な優位。

- ・オットー1世(912-73):神聖ローマ帝国の開祖。

塗油=皇帝の聖化、聖俗両面の最高位。ドイツや帝国における大司教や司教の選出に関与(候補者のなかから選ぶ、あるいは自ら候補者を選ぶ)。国王が教会の頂点、宮廷が教会の中心。

聖と俗が絡み合う体制=王国(帝国)教会制。国王は聖戦を行いうる。

↓

「オットー大帝の特許状」(926年)。「ドイツ国王や神聖ローマ帝国のほうにローマ教皇よりも力の点で圧倒的に強く、威信の面でもより高かった」、「皇帝はキリストの代理人だったが、ローマ教皇はキリストの使徒である聖ペトロの代理人」(山内進『十字軍の思想』ちくま新書、51)

「彼らの聖戦は、それゆえ世俗的性格を強くもっていた」、「主導権はすべて彼らが握っていた。ローマ教皇は、ただ彼らの勝利を祈ってさえいればよい。そのような存在にすぎなかった。」(52)

「聖職者が武器を握ってはならないというのは当然の原則」、「だがその原則は、上級の聖職者には必ずしも厳密に適用されなかった。」(54)

聖俗の未分化。

↓

「このような状況のもとでは、十字軍は起こりようがなかった」、「カール大帝もオットー大帝も、異教徒との戦いを自らの判断と決断で実行している。それは聖戦であるが、高度の政治的判断に裏打ちされた戦いであった。宗教的動機と政治的動機が渾然一体と化した戦いだった。しかし十字軍は、そうではなかった。」(54)

「十字軍が可能になるには、ローマ教皇権の強化が必要だった。」

15. 王権の問題は、古代、そして地中海文化圏を越えて普遍的。

ジョルジョ・アガンベン『王国と栄光——オイコノミアと統治の神学的系譜学のために』青土社。

16. 「支配」の問題:社会的な身分層が形成分化される際の「秩序・支配」

- ・「権威と権力」(法と儀礼)
- ・神と人間との媒介者・仲保者あるいは主権者
王権はこの文脈に位置する。

17. カール・シュミットの主権論

- ・『政治神学』未来社。

「主権者とは、例外状況にかんして決定をくださる者をいう」(11)

「法秩序が意味をもちうるためには、秩序が作りだされていなければならないのである。正常な状態が作りだされねければならないし、また、この正常な状態が実際に存在するかないかを明確に決定する者こそが、主権者なのである」、「主権者こそ、この究極的決定の専有者なのである」、「決定は、法規範から分離し、かつ、法を作り出すために法を所

有する必要がない、ということが権威を立証するのである」(21)

「法がおのずから停止される事例」「法はこのような力をどこから汲みとるのか」(22)

「例外は通常の事例より興味深い」(23)、「その例外が説明できなければ、一般もまた説明できない」(24)

「事実上の最高権力と法的最高権力との結合こそが、主権概念の根本問題である」(26)

「現代国家理論の重要概念は、すべて世俗化された神学概念である。たとえば、全能なる神が万能の立法者に転化したように、諸概念が神学から国家理論に導入されたという歴史的展開によってばかりでなく、その体系的構成からもそうなのであり」、「例外状況は、法律学にとって、神学にとっての奇蹟と類似の意味をもつ。」(49)

「人格的主権者」「絶対君主政は、相争う利害や同盟による戦いに裁定をくだし、これによって、国家としての統一の基盤をなしてきた。国民によって表わされる統一には、この決定主義的性格がない。これは有機的の統一であり、国民的意識にともなって、有機的な国家総体の表象が生まれる。」(64)

(4) 主権の論理構造——アガンベンの場合——

18. シュミットの主権論あるいは「原初的な政治的構造」(アガンベン、1995、107)。

シュミットの主権論 → 逆説と例外という論理構造

19. 「主権の逆説は次のように言い表される。『主権者は、法的秩序の外と内に同時にある』。主権者は事実、例外状況を布告し、それによって秩序の効力を宙吊りにするという権力を法的秩序によって認められている者である。だとすれば、主権者は『法的秩序の外にありながら、法的秩序に所属している。というのは、憲法が全面的に宙吊りにされうるかどうかの決定は彼に任されているからである』。『同時に』という正確を期した表現は、ありきたりのものではない。主権者は、法の効力を宙吊りにする合法的な権力をもつことによって、合法的に、法の外に身を置く」(同、25)、「シュミットによれば、主権による例外化において問題になっているのは法的規範のもつ効力の可能性の条件そのものであり、また、国家の権威の意味そのものでもあるからだ。主権者は例外状態を通して『状況を創造し保証』する。」(同、28)

20. 主権の論理構造：「法的秩序の外と内」の「同時」の逆説性。

しかし、法という意味システムを根拠付けるものは何か？

21. システムの根拠付けをシステム内部から行なう際に発生する逆説(無限遡及のパラドックス)。

「現代の思考はあらゆる領域で例外の構造に直面している。したがって、言語活動による主権の要求とは、意味を外示と一致させようとする企てである」(同、40)。

意味と外示 → 意味と指示、言語の内と外

芦名定道『ティリッヒと現代宗教論』北樹出版、1994年、86-99頁。

22. 例外と宗教(宗教と政治との深みにおける同型性)

宇宙論的神の存在論証

- ・運動→原因結果の連鎖→無限の禁止→第一原因
- ・「第一原因」:「第一」+「原因」(qualifier + Model)

第一原因は例外である。

論理の飛躍・隠喩的構造(奇妙な識別、に基づく)

odd discernment

Ian T. Ramsey, *Religious Language*, 1957.

芦名定道『ティリッヒと弁証神学の挑戦』創文社。

23. 暴力や欲望との連関。

「法は法でないもの(たとえば自然状態としての純粋な暴力)を、法が例外状態において潜勢的な関連をもつものとして自らを維持することを可能にするものとして前提する。主権による例外化(自然と法権利とのあいだの不分明地帯としての)とは、法的参照を宙吊りにするという形で法的参照を前提することである」(同、33)、「主権者とは、暴力と法権利のあいだが不分明になる点であり、暴力が法権利へ、法権利が暴力へと移行する境界線だ、ということである。」(同、50)

24. 「ホモ・サケル」(Homo Sacer)。古代ローマの文献(ポンペイウス・フェストゥス『言葉の意味について』)に登場する「聖なる人間(ホモ・サケル)」という謎めいた形象——「誰もが処罰されずに殺害することができたが、彼を儀礼によって認められる形で殺害してはならなかった」——から、政治と宗教の関係性の原初形態へ。

近代的な政教分離の二元論のもとで覆い隠される以前の歴史的状況に遡り考察を行う戦略。

25. 「聖なるものという語の最古の意味が参照している政治的—法的現象を説明することを可能にするものは、聖なるものという大まかな宗教的範疇がもつとされる両価性などではない。その反対なのであって、政治的なものの圏域と宗教的なものの圏域をあらかじめ綿密に画定しておくことによってはじめて、両者の錯綜と複雑な関係の歴史を理解することができるのだ。」(同、116)

オットー批判

26. 「聖化は二重の例外化をなしている。それは人間の法からの例外化であるとともに神の法からの例外化であり、宗教的領域からの例外化であるとともに世俗的領域からの例外化でもある」(同、118)、「ホモ・サケルは、犠牲化不可能性という形で神に属し、殺害可能性という形で共同体に包含される。犠牲化不可能であるにもかかわらず殺害可能である生、それが聖なる生である。」(同、119)

27. 主権とホモ・サケル(例外における同型性)。

「主権の圏域とは、殺人罪を犯さず、供犠を執行せずに人を殺害することのできる圏域のことであり、この圏域に捉えられた生こそが、聖なる生、すなわち殺害可能だが犠牲化不可能な生なのである」(同、120)、「一方の極にある主権者とは、彼に対してはすべての人間が潜勢的にはホモ・サケルであるような者であり、他方の極にあるホモ・サケルは、彼に対してはすべての人間が主権者として振る舞うような者である。その意味で、主権者とホモ・サケルは、同一の構造をもち互いに相関関係にある正反対の二つの形象を提示するものである。」(同、122)

28. Giorgio Agamben, *State of Exception* (translated by Kevin Attell), The University of Chicago Press, 2005. *Stato di eccezione*, 2003.

The essential contiguity between the state of exception and sovereignty was established by Carl Schmitt in his book *Politische Theologie* (1922). Although his famous definition of the sovereign as "he who decides on the state of exception" has been widely commented on and discussed, there is still no theory of the state of exception in public law, and jurists and theorists of public law seem to regard the problem more as a *questio facti* than as a genuine juridical problem. (1)

The question of borders,
they find themselves in the paradoxical position of being juridical measures that cannot be understood in legal terms, and the state of exception appears as the legal form of what cannot have legal form. On the other hand, if the law employs the exception --- that is the suspension of law itself --- as its original means of referring to and encompassing life, then a theory of the state of exception is the preliminary condition for any definition of the relation that binds and, at same time, abandons the living being to law. (1)

on February 28, he proclaimed the Decree for the Protection of the People and the State, which suspended the articles of the Weimar Constitution concerning personal liberties. The decree was never repealed, so that from a juridical standpoint the entire Third Reich can be considered a state of exception that lasted twelve years. (2)

This transformation of a provisional and exceptional measure into a technique of government threatens radically to alter --- in fact, has already palpably altered --- the structure and meaning of the traditional distinction between constitutional forms. Indeed, from this perspective, the state of exception appears as a threshold of indeterminacy between democracy and absolutism. (2-3)

The immediately biopolitical significance of the state of exception as the original structure in which law encompasses living beings by means of its own suspension emerges clearly in the "military order" issued by president of the United States on November 13, 2001, ...

The USA Patriot Act issued by the U.S. Senate on October 26, 2001, already allowed the attorney general to "take into custody" any alien suspected of activities that endangered "the national security of the United States," but ... (3)

What is new about President Bush's order is that it radically erases any legal status of the individual, thus producing a legally unnamable and unclassifiable being. Not only do the Taliban captured in Afghanistan not enjoy the status of POWs as defined by the Geneva Convention, they do not even have the status of persons charged with a crime according to American laws. Neither prisoners nor persons accused, but simply "detainees," they are the object of a pure de facto rule, of a detention that is indefinite not only in the temporal sense but in its very nature as well, since it is entirely removed from the law and from judicial oversight. The only thing to which it could possibly be compared is the legal situation of the Jews in the Nazi *Lager* [camps],

As Judith Butler has effectively shown, in the detainees at Guantánamo, bare life reaches its maximum indeterminacy. (3-4)

<参考文献 2 >

1. C. シュミット 『政治神学』、未来社。
2. 長尾龍一編 『カール・シュミット著作集 I 1922-1934』 慈学社出版（「政治神学——主権論第四章—— 1922年」「政治的なものの概念（第二版） 1923年」）。
『カール・シュミット著作集 II 1936-1970』 慈学社出版（「政治神学 II —— 「あらゆる政治神学は一掃された」という前節—— 1970年」）。
3. ジョルジョ・アガンベン 『ホモ・サケル——主権権力と剥き出しの生』 以文社、2003年。
Giorgio Agamben, *Homo sacer: Il potere sovrano e la nuda vita*, Torino, Einaudi, 1995.
(Giorgio Agamben, *Homo sacer. Sovereign Power and Bare Life*, translated by Daniel Heller-Roazen, Stanford University Press, 1998.)
4. F.S.Fiorenza/ K. Tanner/M.Welker (Hg.)
Politische Theologie. Neuere Geschichte und Potenziale, Neukichener, 2011.
5. Graham Hammill & Julia Reinhard Lupton (eds.),
Political Theology & Early Modernity, The University of Chicago Press, 2012.